

## 札幌市の放課後児童クラブの現状と基準に対する考え方について

### ○ 札幌市の基本的方針

札幌市では、すべての児童の健全育成を推進していく中で、放課後児童健全育成事業として、児童会館及びミニ児童会館（ミニ児）で開設する「児童クラブ」（対象は小学校1～6年生）の実施を基本としつつ、地域の父母等が実施する「民間児童育成会」との二形態で実施しており、現在、小学校区に「児童クラブ」を設置すべく、ミニ児童会館の整備を順次進めています。

### (1) 札幌市の放課後児童クラブの状況（平成25年4月末日現在）

方式 項目	児童会館児童クラブ	ミニ児童会館児童クラブ	民間児童育成会
根拠法令等	札幌市児童クラブ実施要綱（※）		札幌市児童健全育成事業実施要綱
要綱制定日	平成24年9月1日（※）		昭和57年4月1日
実施方法	指定管理 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会	委託	助成
実施場所	児童会館	ミニ児童会館（学校余裕教室）	借家等
実施カ所数 (小学校202校)	100カ所	79カ所	48カ所
対象児童	小学校1年生～6年生		
開設日	月～土曜日、学校休業日		育成会による
開設時間 (学校休業日)	放課後～18:00 (8:45～18:00) 延長：平日19:00まで 休業日8:00から		育成会による ( 〃 )
人員配置体制 (基本)	館長1・指導員2 (内、クラブ担当1)		育成会による
保護者負担	無料 時間延長分：月2,000円 〔ただし傷害保険料として年額1,500円を負担〕		育成会による 〔月額15,000円程度〕
指導員の身分	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会雇用		育成会雇用

(※) 平成元年9月30日から平成24年8月までは、留守家庭児童対策実施要綱に基づき実施

(2) 放課後児童クラブの主な改正事項（児童福祉法の改正）

	現 行	新制度施行後（H27年4月～）								
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※ 保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する（衆／参・附帯決議）。								
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数…従うべき基準】【施設、開所日数、時間など…参酌すべき基準】								
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先：都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先：市町村】								
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供								
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産（学校の余裕教室など）の貸付け等による事業の促進								
計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村行動計画」の策定</li> <li>総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定</li> <li>区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定</li> <li>総合的かつ計画的に事業を実施する責務</li> </ul> ※ 地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること（参・附帯決議）。								
費用負担割合	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">保護者負担</td> <td style="background-color: #fce4d6; text-align: center;">事業主拠出金 (国) 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center;">都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #bbdefb; text-align: center;">市町村 1/3</td> </tr> </table> ※ 総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。	保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3	都道府県 1/3	市町村 1/3	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">保護者負担</td> <td style="background-color: #fce4d6; text-align: center;">事業主拠出金 (国) 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center;">都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #bbdefb; text-align: center;">市町村 1/3</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">           +           <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 5px;">             質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提（公費）           </div> </div> ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第3項） ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める（同法附則第3条）	保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3	都道府県 1/3	市町村 1/3
保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3									
	都道府県 1/3									
	市町村 1/3									
保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3									
	都道府県 1/3									
	市町村 1/3									

(3) 放課後児童クラブの基準に対する札幌市の考え方

札幌市では、国のガイドラインを参考としながら放課後児童クラブを実施しており、独自の基準は定めていないことから、原則として参酌すべきものも含め、国が示した基準を札幌市の基準とする。

項 目	国の基準案（報告書）	札幌市の状況	札幌市の考え方
従うべき基準	従事する者 ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者『 <u>児童の遊びを指導する者</u> 』※1であって、知識・技能の習得するため研修を受講した者 ②全員には資格をもとめない	○児童クラブは全員が有資格者 ○民間は24%が無資格者※2であるが、有資格者がゼロのところはない	①国の基準案どおり ②国の基準案どおり
	員数 ①2人以上配置を原則とし、1人以上は有資格者 ②小規模のクラブ（20人未満）については、併設する施設の職員等が兼務可能な場合、1人でも可とすることが適当。ただし、専任の職員は有資格者であることが適当。	○児童クラブ担当者は1～3人 ○民間の指導員は1～6人	①国の基準案どおり ②国の基準案どおり
参酌すべき基準	集団の規模 ①児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では「 <u>おおむね40人</u> 」までが適当 ②「児童数」は、「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉えることが適当 ③40人を超えるクラブについて、複数のクラブに分割して運営、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること	○児童クラブ出席率は61.8% ※月曜日～金曜日 【～40人】 児童会館 11 ミニ児 27 民間 38 【41～80人】 児童会館 51 ミニ児 45 民間 10 【81人～】 児童会館 38 ミニ児 7 民間 0	①国の基準案どおり ②出席率等も勘案し実際の利用状況に即した数で捉える ③40人を超えるクラブは、施設の広さに応じ、グループ分けで対応

参 酌 す べ き 基 準	施 設 備	<p>①生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース</p> <p>②児童1人当たりおおむね1.65㎡以上を確保することを基本</p> <p>③「児童数」は、児童の集団の規模と同様、「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉えることが適当</p> <p>④静養スペースを設けることが適当。方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする。</p>	<p>○児童会館はクラブ室のほか、遊戯室や図書室等を整備</p> <p>○ミニ児は1～2教室分（64㎡～128㎡）の専用活動室を整備</p> <p>○児童会館25館、ミニ児21館、民間2か所が児童1人当たり1.65㎡未満※3</p>	<p>①ミニ児については、学校の多目的室等が常時使用できる場合はスペースに含める</p> <p>②国の基準案どおり</p> <p>③「集団の規模②」と同じ</p> <p>④国の基準案どおり</p>
	日 数	○平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当	<p>○日祝及び年末年始除く</p> <p>※25年度実績294日開設</p> <p>○民間もおおむね同じ</p>	○国の基準案どおり
	時 間	○平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当	<p>○平日は放課後～19:00</p> <p>○土曜日等は8:00～19:00</p> <p>○民間もおおむね同じ</p>	○国の基準案どおり
	そ の 他	○保護者・学校等との連携、安全対策など	○ガイドラインに準じた対応	○国の基準案どおり

※札幌市の現状及び統計データは25年4月末時点のもの

※1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第38条に規定する者（保育士、教員免許を有する者、高卒等の者で2年以上児童福祉事業に従事したのもの等）

※2 指導員の申告によるものであるが、認識不足により「高卒等の者で2年以上児童福祉事業に従事したのもの」に該当する者の一部が含まれている

※3 面積については、児童会館はクラブ室や遊戯室、図書室等の活動スペースも含めて算出、ミニ児は活動室のみで算出、民間は各クラブの申告によるもの